

「別表」

公募対象事業	事業の内容	基金管理団体の業務の概要	応募団体の要件	補助対象経費の範囲	補助率
公募対象事業のメニュー					
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業		（各事業メニュー共通） 基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。 ① 造成した基金の管理 ② 畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）及び都道府県を通じた協議会等への補助金の交付等 ③ 事業実施状況等の確認等	（各事業メニュー共通） 次の全ての要件を満たすこと。 ① 畜産に関する知見（生産、経営等の多岐にわたるものが望ましい。）を有していること。 ② 農林水産省、都道府県及び事業実施主体等関係機関と連携することが可能であること。 ③ 造成した基金の管理、都道府県及び事業実施主体への補助金の交付等が円滑に行える体制を有していること。	○事業費 ○備品費 ○事務費 ・人件費 ・賃金 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・システム運営費 ・委託料 ・雑費 ○附帯事務費	定 額
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業	事業の内容は、次のとおりとする。 ・ 協議会が実施する中心的な経営体等の施設整備等に対する都道府県を通じた補助	基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。 ① 施設整備事業について、都道府県を通じた協議会への補助金の交付 ② 事業実施状況等の確認		○事業費 ○附帯事務費	1 / 2 以内

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業	事業の内容は、次のとおりとする。 ① 機械導入事業 中心的な経営体及び飼料生産受託組織等が機械装置を導入する場合における、当該機械装置の取得に必要な費用の一部の補助 ② 機械導入の推進事業 機械導入事業の円滑な推進を図るための会議の開催等	基金管理団体は、事業実施主体として次の業務を実施するものとする。 ① 全国の協議会からの事業申請の受付・取りまとめ及び事業実施計画の作成 ② 機械の物件価格の一部について、リース会社等への補助金の交付を通じた機械を借り受ける中心的な経営体への補助 ③ 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付 ④ 機械導入の推進事業の実施 ⑤ 事業実施状況等の確認・報告	各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。 ① 中心的な経営体等への補助に 関して的確な審査能力を有していること。 ② 全国的な事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。	○事業費 ○事務費	①の事業 1 / 2 以内 ②の事業 定 額
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（実証支援事業）	事業の内容は、次のとおりとする。 ・ 協議会が実施する収益力の向上のための新たな取組の成果の実証に必要な取組に対する補助	基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。 ① 左欄の取組を行う協議会への補助金の交付 ② 事業実施状況等の確認		○事業費 ○備品費 ○事務費	定 額
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（全国推進事業）	事業の内容は、次のとおりとする。 ・ 畜産クラスターの全国的な推進を図るために実施する会議（推進会議）の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及活動等の取組	基金管理団体は、事業実施主体として次の業務を実施するものとする。 ① 推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及活動等の取組の実施 ② 事業実施状況等の報告	各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。 ① 調査・分析・普及の取組を実施できる体制を有していること。 ② 人材育成を行うために必要なノウハウを有していること。	○事業費 ○備品費 ○事務費	定 額

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）	事業の内容は、次のとおりとする。 和牛肉の輸出拡大を図るため、肉用牛の繁殖雌牛を増頭した取組に対する増頭奨励金の交付 ※令和6年度補正による取組は実施しない	基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。 - 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付 - 事業実施状況等の確認	各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。 事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。	○事業費 ○事務費	定 額 24.6 万円以内/頭 17.5 万円以内/頭 （繁殖雌牛の飼養頭数が期首時点で50 頭以上の経営体）
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）	事業の内容は、次のとおりとする。 都府県酪農の生産基盤を強化するため、乳用後継牛を増頭した取組に対する増頭奨励金の交付 ※令和6年度補正による取組は実施しない	基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。 - 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付 - 事業実施状況等の確認	各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。 事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。	○事業費 ○事務費	定 額 27.5 万円以内/頭
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業	事業の内容は、次のとおりとする。 肉用牛の生産基盤の強化のため、肉用牛の繁殖雌牛を更新した取組に対する更新奨励金の交付	基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。 - 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付 - 事業実施状況等の確認	各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。 事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。	○事業費 ○事務費	定 額 10 万円以内/頭 15 万円以内/頭 （遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛）

畜産経営体質強化 資金対策事業	事業の内容は次のとおりとする。 ① 畜産経営体質強化支援資金融通事業 意欲のある畜産経営体の既往負債の一括借換えによる償還負担の軽減のための長期・低利の資金の措置に対する支援 ② 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業 乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除	基金管理団体は、事業実施主体として次の業務を実施するものとする。 ① 一括借換資金を融通する融資機関に対する利子補給 ② 代位弁済発生時の都道府県農業信用基金協会に対する交付金の交付 ③ 保証料免除時の都道府県農業信用基金協会に対する交付金の交付 ④ 事業実施状況等の確認・報告	各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。 ① 金融に関する知見及びノウハウを有していること。 ② 農林水産省、都道府県、金融機関、保証機関等関係機関と連携することが可能であること。 ③ 利子補給金や交付金の交付が円滑に行える体制を有していること。	○事業費 ○事務費	定 額
I C T 化等機械装置等導入事業	事業の内容は次のとおりとする。 ① 地域の畜産農家の実情に応じ、労働負担軽減・省力化のための計画の策定や導入すべき I C T 関連機械等の選定を行う取組を支援 ② 地域の畜産農家の労働負担軽減のため、搾乳ロボット・発情発見装置等の I C T 関連機械等の導入及び生産方式転換のための一体的な施設整備を支援 ③ I o T 機械装置導入事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催や事業の推進、指導、調査等を行う	基金管理団体は、事業実施主体として次の業務を実施するものとする。 ① 全国の協議会からの事業申請の受付・取りまとめ及び事業実施計画の作成 ② 機械の物件価格の一部について、リース会社等への補助金の交付を通じた機械を借り受ける畜産経営体への補助 ③ 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付 ④ 機械導入の推進事業の実施 ⑤ 事業実施状況等の確認・報告	各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。 ① 取組者への助成に関する的確な審査能力を有していること。 ② 全国的な事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。 ③ 本事業に係る会計処理について、適切な事務処理能力を有すること。	○事業費 ○事務費	①、③の 事業 定額 ②の事業 1 / 2 以内

(注) 「補助対象経費の範囲」に掲げる各経費の内容は、次のとおりとする。

- 「事業費」とは、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により行う公募対象事業のメニューの実施に必要な経費である。
- 「備品費」とは、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業に要する経費であり、これらの事業を実施するために直接必要な試験・調査に係る備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）である。

- 「事務費」の各経費の内容は、次のとおりとする。

人件費：本事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要するもの等）について、本事業を実施する民間団体等が、当該事業に直接従事する者に支払う実働に応じた対価で、直接作業時間に対する給与その他手当（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）による。）

賃金：日々雇用される雑役及び事務補助員に対する賃金（経理課長通知による。）

旅費：本事業の推進・指導・検査・審査に要する旅費、外部専門家に対する旅費等

共済費：人件費・賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金

報償費：外部専門家に対する謝金

需用費：消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費）、印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）及び修繕費（庁用器具類の修繕費）

役務費：通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料等

使用料及び賃借料：事務室借料、会場借料並びに自動車、事業用機械器具等の借料及び損料

システム運営費：事業参加申請手続システム等の開発及びそのシステムの運営費

委託料：本事業に係る事務の委託等（委託料の中に賃金等の人件費がある場合には、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 961 号農林水産省大臣官房経理課長通知）が適用される。）

雑費：収入印紙代等

- 「附帯事務費」とは、上記「事務費」のうち、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業の実施に直接に要する経費であって、都道府県、市町村が使用するものとする。